40歳から74歳までのかたを対象に 特定健診・特定保健指導がはじまります

平成20年4月から始まる特定健診・特定保健指導は、40歳か ら74歳までのかたを対象に今までの基本健康診査に変わり、 メタボリックシンドロームに特化した健診を行い、その早期 発見と予防のために各医療保険者が行う健診です。川口市国 民健康保険に加入のかたは市が行います。職場の健康保険な どに加入しているかた (被扶養者のかたも対象となります) の特定健診・特定保健指導は、加入している健保組合や共済 組合などが実施します。

メタボリックシンドロームってなに?

内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、 脂質異常のうちいずれか2つ以上をあわ せてもった状態を、メタボリックシンド ローム(内臓脂肪症候群)といいます。 食べ過ぎや運動不足など、悪い生活習慣 の積み重ねが原因となって起こるため、 生活習慣の改善によって、予防・改善で きます。

0 将 民 来 伸 S に 康 わ 保 玉 た ij 険 民 の 持 0 負 続 部 担 可 が 改正されます。 _の な 均 も 後を確保することを目 の とするため 矢 療 的 給

0 安心 で安全な医療の提 供と皆保険制度を維 持 付

特定健診・特定保健指導の流れ

❶特定健診を受ける■

指定の医療機関などで特定健診 を受診します。

基本的な健診

問診、血糖検査など

詳細な健診

貧血検査など

②結果通知・情報提供を行う

非該当 生活習慣の改善の必要性が低いかた

予備群(メタボリックシンドローム)

生活習慣の改善の必要性が中程度のかた

該当(メタボリックシンドローム)

生活習慣の改善の必要性が高いかた

🛛 特定保健指導を行う

該当者・予備群のかたを対象に、 医師や保健師、栄養師などが保 健指導を行います。

動機づけ支援

積極的支援

国民健康保険の賦課方式の変更について

平成20年4月から始まる75歳以上のかたが対象の後期高齢者医療制度の創設に伴い、75歳未満の国民健 康保険の加入者の国民健康保険税(医療給付費分・介護納付金分)に、新たに後期高齢者支援金等分が 加わります。これにより、3つの合計額が国民健康保険税として世帯主に課税されますが現行の医療給付費 分を医療給付費分と後期高齢者支援金等分に分けて課税するため、課税総額の変更はありません。なお、介 護納付金分は40歳から64歳のかたのみに課税されます。

平成20年3月まで 国民健康保険税

医療給付費分

介護納付金分



平成20年4月から

情

報

提

国民健康保険税

医療給付費分

後期高齢者支援金等分

介護納付金分

■乳幼児の自己負担軽減措置の拡大

医療費自己負担割合は、これまで3歳未満までが2割でしたが、平成20年4月からは、義務教育就学前まで2割になります。

●70歳から74歳の自己負担・自己負担 限度額について

平成20年4月以降70歳から74歳のかたの自己負担割合が2割に、また高額療養費の自己負担限度額が引き上げられることになっていましたが、この見直しが凍結され、平成20年4月から平成21年3月までの1年間は、これまでどおりに据え置かれます。

●療養病床入院時の食費・居住費の見直し

療養病床に入院する70歳以上のかたは、介護保険との負担均衡を図るために、食費と居住費を一部自己負担しています。改正後は、65歳以上70歳未満のかたも、食費と居住費を負担することになります。

	1食当たりの食費	1日当たりの居住費
一般(下記以外の人)	460円 [※]	320円
低所得者Ⅱ	210円	320円
低所得者 I	130円	320円
老齢福祉年金受給者	100円	0円

入院医療の必要性の高い患者(人工呼吸器、中心静脈栄養などを要する患者や難病の患者など)は、現行どおり食材料費相当のみを負担します。

※一部の医療機関では420円になる場合があります

 2割
 3割
 1割(現役並み所得者3割)1割

 療養病床に入院時は食費と居住費も負担
 0歳
 義務教育就学前
 65歳
 70歳
 75歳

•••	3~ 333 330	113 370 3 113	30%	. 072	. 07,50		
			自己負担限度額(月額)				
70 歳未満		上位所得者 除後の総所得金額などが)万円を超える世帯)	150,000円+〈医療費〉×1% (83,400円)				
木満		— 般	80,100円+〈医療費〉×1% (44,400円)				
VIMI		低所得者 (住民税非課税)	35,400円 (24,600円)				
			外来(個人ごと)	自己負担限度額(月額)		月額)	
	現役並み所得者 (課税所得145万円以上)		44,400円	80,100円+ <	医療費〉×1%	(44,400円)	
	— 般		12,000円	44,400円			
	低所得者 (住民税非課税)	低所得者 Ⅱ	8,000円		24,600円		
		低所得者 I	8,000円		15,000円		

- ※〈医療費〉は全体の医療費から、定額の限度額に対する医療費を控除した額。
- ※()内は多数該当(過去12ヵ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当の場合)の限度額。
- ※血友病、人工透析が必要な慢性腎不全などの場合、自己負担限度額は1万円(人工透析を要する上位所得者は2万円)。

高額医療・高額介護合算制度について

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険のそれぞれの自己負担限度額を適用後に両方の年間の自己負担を合算して一定の限度額(毎年8月から翌年7月までの年額)を超えた場合は、超えた分が支給される高額医療・高額介護合算制度が創設されます。この制度を利用するための申請は原則として平成21年8月以降に行います。

	後期高齢者医療制度 +介護保険	国保+介護保険 (世帯内の70歳~74歳)	国保+介護保険 (70歳未満を含む)
現役並み所得税 (上位所得者)	67万円 (89万円)	67万円(89万円)	126万円(168万円)
一 般	56万円(75万円)	56万円(75万円)	67万円(89万円)
低所得者 I	31万円(41万円)	31万円(41万円)	34万円(45万円)
低所得者I	19万円(25万円)	19万円 (25万円)	3477 (4377 [7]

※平成20年度は、通常より対象期間が4ヵ月長いので()内の額を適用します。ただし、平成20年8月以降に自己負担が集中している場合などは、通常の限度額を適用します。

※自己負担限度額は今後変更になる場合があります。

問い合わせ・・・国民健康保険課

【平成20年4月からの自己負担】

自己負担限度額